

法規 演習3

「得点できたかどうか」「○か×か」ではなく、問題文を読んだ時に、「その関連の知識が、頭の中にどう収納されているのか、フォーカスポイントはどこか」を簡単に**余白に描き出して**みてください

ウラ模試1

[No.1] 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 延べ面積 2,000 m²の警察署は、「特殊建築物」に該当しない。
2. 同一敷地内に建つ二つの地上 2 階建ての建築物(延べ面積はそれぞれ 300 m²とし、いずれも耐火構造の壁等はないものとする。)において、当該建築物相互の 2 階部分の外壁間の距離が 6m の場合は、二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有している。
3. 建築物の自重等を支える基礎ぐいは、「構造耐力上主要な部分」である。
4. 天井面から 55cm 下方に突出した垂れ壁で、準不燃材料で覆われたものは、「防煙壁」に該当する。

ウラ模試1

[No.15] 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 準耐火構造の外壁と、防火構造の外壁は、いずれも、通常の火災による火熱がそれぞれについて定められた時間加えられた場合に、屋外に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものでなければならない。
2. 不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料が適合すべき不燃性能及びその技術的基準は、建築材料に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間、「燃焼しないものであること」及び「防火上有害な変形、溶融、亀裂その他の損傷を生じないものであること」である。
3. 耐火建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火設備に必要とされる遮炎性能は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものでなければならない。
4. 準防火地域内における延べ面積 1,000 m²、地上 2 階建ての事務所について、その主要構造部である柱及びはりが不燃材料で、その他の主要構造部が準不燃材料で造られ、外壁の延焼のおそれのある部分、屋根及び床を所定の構造とする準耐火建築物とした。

ウラ模試 1

[No.17] 防火地域及び準防火地域内の建築物に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
2. 防火地域内においては、高さが 2m の広告塔で、建築物の屋上に設けるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。
3. 準防火地域内においては、延べ面積 180 m²、地上 3 階建ての一戸建て住宅の用途に供する建築物は、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。
4. 防火地域及び準防火地域にわたる建築物(過半が準防火地域内であり、防火地域外で防火壁で区画されていないもの)で、延べ面積 600 m²、地上 2 階建てで、各階を展示場の用途に供するものは、耐火建築物若しくは準耐火建築物又はこれらと同等以上の延焼防止時間となる建築物としなければならない。

ウラ模試 1

[No.21] 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「日影による中高層の建築物の高さの制限」は、建築基準法における再開発等促進区等内の制限の緩和等の規定により、特定行政庁が、あらかじめ、建築審査会の同意を得て、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可することにより適用除外となる。
2. 地区計画等の区域（地区整備計画等が定められている区域に限る。）内において、市町村の条例で定める建築物の建蔽率の最高限度は、3/10 以上の数値でなければならない。
3. 地区計画等の区域内において、建築物の敷地内に予定道路が指定された場合においては、当該予定道路の地盤面下に設ける建築物は、特定行政庁の許可を受けることなく新築することができる。
4. 地方公共団体は、共同住宅の規模により、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができる。